

第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の 「特定疾病」について

第2号被保険者は、市区町村の認定を受けサービスを利用する場合には、介護保険法施行令第2条で定める特定疾病に該当することが必要になります。

特定疾病に該当しない場合には、お手数ですが佐賀中部広域連合（電話：40-1132）までご連絡ください。

介護保険法施行令第2条で定める「特定疾病」

- がん末期（医師が一般的に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

第2号被保険者に関する「主治医意見書」記載のお願い

上記の特定疾病に該当する場合は、

1. 傷病に関する意見

①「(1) 診断名 1.」欄

→生活機能低下の直接の原因となっている特定疾病名をご記入ください。

②「(3) 生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容」欄

→診断上の根拠となる主な所見をご記入ください。

※なお、特定疾病の記載にあたっては、必ずしも新たに診察・検査等を行う必要はなく、過去の診療録等を参考にしても差しつかえありません。